

諮問について

2017鏡川清流保全基本計画の策定時には、計画が原案としてまとまった段階で諮問を実施したが、本改訂では素案の段階から諮問を行うことで、計画の方向性や主要施策等について、審議会の意見をより幅広く反映することができる。

これまでの審議会でのご審議を踏まえ、本改訂では2017年鏡川清流保全基本計画の理念及び目指す姿を継承して進めていくこととし、素案段階でのご意見は、計画（案）の具体化にて丁寧に整理・検討していくもの。

【仮称】2027鏡川清流保全基本計画（素案）

- ・計画の理念及び目指す姿の継承
- ・施策と成果指標の更新及び見直し
- ・審議会・ヒアリング等で確認した委員意見の整理
- ・庁内及び関係団体等へのアンケート結果の整理 など

【仮称】2027鏡川清流保全基本計画（原案）

- ・議会への報告
- ・パブリックコメント
- ・審議会の答申
- ・計画策定の決裁 など

【仮称】2027鏡川清流保全基本計画（策定）

過去の審議会で確認した内容（抜粋）

【令和6年度審議会資料から抜粋】

2027鏡川清流保全基本計画を策定

◇基本理念：大きな変更なし

◇構成：「1 鏡川の今と課題」「2 鏡川を目指す姿」は、必要に応じて時点修正は行うものの、2017計画で100年後を視野に丁寧に検討を重ねた内容であるため、大きな変更はせずに、計画の実効性を左右する「3 行動計画」「4 計画の進め方」を、重点的に検討する方向。

2017	2027	
1 鏡川の今と課題	・2017計画において、100年後を視野に丁寧に検討を重ねた「1」「2」の内容を継続し、現状に合わせた時点修正 ・2017計画の評価を踏まえ、実効性（「3」「4」）の検討に比重を置く	
2 鏡川を目指す姿		継続・時点修正
3 行動計画		重点的に検討
4 計画の進め方		

【令和7年度第1回審議会資料から抜粋】

これまでの鏡川清流保全基本計画における基本理念

- ①「健康なまちづくり」は「健康な川づくり」から（鏡川基本計画 H3～H18）
- ②森と海とまちをつなぐ環境軸（新鏡川清流保全基本計画 H19～H28）
- ③鏡川～森と海とまちをつなぐ環境軸～（2017鏡川清流保全基本計画 H29～R8）

【仮称】2027鏡川清流保全基本計画の基本理念（案）※基本的な考え方

新鏡川清流保全基本計画（H19～H28）においては、高知市と鏡村、土佐山村が合併したことに伴い、鏡川の源流域から河口まで流域全体が一つの市域に包含される全国的にも珍しい川となったことから、「森と海とまちをつなぐ環境軸」を基本理念としており、2017鏡川清流保全基本計画は、前計画から引き続き「鏡川～森と海とまちをつなぐ環境軸～」を基本理念として継承している。

こうしたことから、次期計画においても、計画の基本的な考え方は変わらないものと捉え、「森と海とまちをつなぐ環境軸」を基本理念として、引き続き取り組んでいく。